

平成 25 年度 小糸南自治会 定期総会議事録

(平成 26 年 3 月 30 日(日)10:00~11:50)

1. 開会挨拶…荻原会長

2. 議長選出…立候補者がなかったので、2岡田さん選出。

3. 議長挨拶…議長:2岡田さん、書記:9林

4. 資格審査報告…10 石井副会長

「自治会の会員数 263。本日の出席 50、委任状 193。委任状を含めた出席数は、243 で、会員数の過半数になるので規約第 13 条の規定により本総会は成立。」

5. 議事

<第 1 号議案 平成 25 年度活動報告>

(1) 会長からの報告: 荻原会長より、「定期総会議案書」に沿って報告。

(2) 各部会からの活動報告: 会館管理、広報、交通安全、防犯部、環境衛生部(議案書訂正あり※)、社会福祉部、社体協、小糸市民の家の各担当役員より、議案書に沿って報告。

※6 頁「2.5 環境衛生部(2)ポイ捨てなくしたい活動に参加(5月 →6月)に修正。

(3) 専門委員からの活動報告: 建築協定運営委員会、防災部の担当役員より報告。

(4) 特別部会からの活動報告: ひばり子供会、南糸会、ライフタウンを美しくする会、小糸南倶楽部の各代表より報告。

<第 2 号議案 平成 25 年度会計報告>

平成 25 年度会計決算報告。会計監査により適正と認められた。

<第 3 号議案 自治会規約改正の承認>

荻原会長より、自治会規約第 6 条の改正案について説明。以下のとおり、質疑応答ならびに意見が出された。

【質疑応答、意見】

質問 1: ブロック長の順番が来た人がブロック長になり、他の人がブロック長を助ける、もしくは交代するという意味か。

回答: ブロック長はあくまでも 2 名いるが、役員はそれ以外の会員からも選出できるという意味。ブロック長だからといって、必ずしも、役員を担当しなくてもよいということ。ブロック長は、役員とイコール: =でなくてもよい。役員をやりたいという人が沢山いたらブロック長になっても役員を担当しなくてもよい。

質問 2: ブロック長以外の会員から役員希望者が出ない場合は、ブロック長が役員をしなくてはならないのか。

回答: そういうことだ。

質問 3: ブロック長以外の会員の役員希望者が、例えば 1 ブロックばかり 5 人などと、ブロックに偏りが生じても構わないのか？

回答: 構わない。

質問 4: ブロック長以外の会員の役員希望者がいる場合、ブロック長になっても役員にならなくてもよいという人が出てくるのか？

回答: 「ブロック長で役員をしない人」がいてもいいし、「大変な役職の担当人数を増員(社体協など)」してもよい。その時の役員のメンバーで決めてよい。

質問 5①: 現状は、「ブロック長以外の会員からの役員希望者の数」よりも、高齢や諸事情により「ブロック長はできるが、役員は辞退したい」という人の数の方が多いのではないかと思われる。「ブロック長で役員を辞退したいという人の数」が「ブロック長以外の会員からの役員希望者の数」を大幅に上回った場合は、どうするのか？例えば、「ブロック長以外の会員の役員希望者の数」が 1 名で、「ブロック長で役員を辞退したいという人の数」が 5 名いた場合、辞退できる人(役員を免除される人)をどのような形で選ぶのか？

回答: 「役員を辞退したい人、免除される人」をめぐって、争ってまでも決める必要はないのではない。その場合

は、(役員辞退希望者を含め)皆さんに役員をやってもらったほうがよいのではないかと。

質問 5②: そうであれば問題ない。「ブロック長になっても役員にならなくてもいい」とか「役員を免除される」といった部分だけが、自治会の中で一人歩きすると、誤解を招きマイナス面での弊害も生じてくるといけないと感じた。今、ブロック長でない山崎さん(9 ブロック)が社体協の役員に加わってくださっているように、この規約改訂が『いい意味』で、高齢化の問題への一つの対応策となるとよい。

意見 E: (2)「但し、役員は当該年度のブロック長の 3 分の 2 以上の推薦によりブロック長以外の会員から選出することができる」という部分は、極端に言うとな「役員の固定化」につながるのではないかと。例えば、「会長になる人がいない→前年度の会長に継続して引き受けてもらおう」、といったことで、22 名のブロック長の 3 分の 2 以上の推薦をとり、依頼することもできる。改訂の趣旨から言うとな「ブロック長は必ず役員につき、経験者などが補助につく」といった形のほうがよいのではないかと。

意見 O: 規約改訂を誤解しているのではないかと。「ブロック長は役員となり…」とうたっており、まず、ブロック長が役員になるのは前提。「ブロック長が役員をしなくていい」とは一言も言っていない。ブロック長は従来どおり役員をするというのは変わらない。

意見 K: 「自治会規約改訂(案)」の「②ブロック長であっても役員を免除できるように変更します」という前文の文言にひっかかっている。

意見 O: 今回の改定内容は、(2)「ブロック長がこの会の役員となり、以下の役職を互選により担当する」という部分が優先される。ブロック長が役員にならなくてよいということではないので、誤解のないようにお願いしたい。

会長: そういうことであれば、「ブロック長 22 名は役員になる」という部分は変更しないほうがよいかと。

意見 T: 25 年度に高齢化の問題を検討してきた。その検討の中で、「高齢でブロック長はできても、役員はできない」高齢者世帯の意見を反映して、「ブロック長以外の会員の役員希望者」がいた場合、「ブロック長が高齢を理由に役員をしなくてよい」という点を踏まえて生まれた改訂案だったのではないかと。だから、「ブロック長全員が役員にならなくてよい」とのではないかと。

会長: 規約改訂(案)作成段階で、当初は「(2)ブロック長 22 名がこの会の役員となり」との文言を入れていたが、ブロック長でも役員を免除できるようにしたほうがよいという意見を反映して「22 名」の文言をはずした経緯がある。

意見 O: 原則としてブロック長全員が役員になることは従来と変わりない。ただ、高齢化ということを考えて、条文解釈に「やわらかさ」を持たせたほうがよいと思った。22 名と条文に硬くうたわれないことで、その時のブロック長のメンバーによって役員の人数を変更できるように含みを持たせたほうがよいのではないかとという思いがある。

会長: 基本は、「ブロック長 22 名は原則として全員役員になるが、高齢や特別な事情があれば免除できる。」そのことを条文にうたわれないほうがよいのではないかと。

意見 E: 高齢者のためだったら、条文は変更しないで前のままでよいのではないかと。

会長: 前のままだと「会長、副会長のみ、ブロック長以外から選出可能」ということ。今回は「それ以外のすべての役員も、ブロック長以外から選出可能」と改訂したい。

意見 H: ということは、「役員は、ブロック長 22 名 + ブロック長以外の希望役員」。

意見 T: 25 年度の役員会では、「高齢でブロック長はできるが役員はできない」という要望にどう応えていくか、ということを検討してきた。ブロック長以外の役員希望者がいる時や役員希望者が増えてきたら、高齢を理由に役員の仕事を免除できるようにしたいという意見が背景にある。誰を役員から免除するかなどは、その時々、役員同士で話し合っただけで決めればよいのだと思う。

意見 E: あまりよく理解できないが、もしもそういうことであれば、但し書きの所は「役員は当該年度のブロック長の 3 分の 2 以上の推薦によりブロック長以外の会員から選出することができる」ということでなく「役員は当該年度のブロック長のほかに役員を委嘱する事ができる」というほうがはつきりするのではないかと。

意見 G: ブロック長 22 名が全員役員にならなくてはいけないのであれば、互助の精神で助け合えば何とかできるのではないかと。だから、条文を変更する必要はないのではないかと。

意見 O:現実問題、ブロック長以外の人々の役員希望者は少ないと思う。現状も担当人数が足りず、市民の家運営委員を副会長が兼務している。

意見 M:高齢だけでなく、病気や事故で体に不具合が生じた場合、役員を誰かに委嘱できるということは可能なのではないか。

会長:その場合は、ブロック長を飛ばしていただいたほうがいいのではないか。

意見 M:しかし、不具合のある人にも人間としての尊厳があり、ブロック長ならできるということもある。

意見:不具合があるなど、最初から難しい人は、ブロック長も免除しているので問題ないのではないか。

意見:(1)の通り、ブロック長の選出については各ブロックに任されている。

議長:「時間の都合もあり、この辺りで打ち切らせていただきます」

意見:『改訂する、しない』のほかに、「もう少し、話し合っ、内容を検討するという意味で『差し戻し』も入れてください。

議長:「自治会規約改訂に賛成の方、挙手して下さい」

出席者:過半数に足りず **→第3号議案は否決**

議長:本件については「差し戻し」にて、引き続き検討する。

<第4号議案 平成26年度役員承認>

新役員を荻原会長より紹介 **→第4号議案承認**

<第5号議案 平成26年度活動計画承認>

各活動計画(案)を各代表より説明 **→第5号議案承認**

<第6号議案 平成26年度予算承認>

平成26年度 丸山会長より説明 **→第6号議案承認**

【その他 質疑応答】

(1)HP運営委員会について

質問:「昨年度、HP運営委員会が発足したが、特別部会にそれを入れた方がいいのではないか。」

荻原前会長:「現在、5~6名で活動している。メンバーはほぼ固定化。今後もあまり入れ替わりはないのではないかとされる。今後、特別部会に入れる方向で検討する」

意見:書記か広報かの附属機関にしてはどうか。検討願います。

(2)提案:飲料水の缶の『プルトップ』

「飲料水の缶の『プルトップ』をドラム缶1杯集めると、車椅子にかえられるという話がある。子供会、美しくする会、福祉会と一緒に活動するといいいのではないか。」

→平成26年度の役員会に引継ぎ。

6. 議長退任挨拶

7. 閉会挨拶

以 上